

評価報告概要表

第三者評価機関

名 称	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
評価調査日	平成19年2月13日(火)

福祉サービス事業者情報

名 称	山口県立育成学校	種 別	児童自立支援施設
代表者氏名	施設長 梶田育利	開設年月日	明治45年1月9日
設置者	山口県	定員(利用人数)	90名(32名)
所在地	〒753-0214 山口市大内御堀537-1		
電話番号	083-927-0304	FAX番号	083-927-0337
ホームページアドレス			

総 評

全体を通して(事業所の優れている点、独自に工夫している点など)

特に評価の高い点

山口県立育成学校が長い歴史の中で家庭環境や社会環境に恵まれない多くの児童の自立の基盤づくりにその使命を果たされてきたことに敬意を表します。

広い敷地の中に児童自立支援施設と大内中学校氷上分校、大内小学校氷上分教室が設立されていることは、「生活」と「学び」のコラボレーション(collaboration=共同作業)とも言え、恵まれた環境にあります。また、生活の面でも「夫婦小舎制」という里親に近い運営を基本とされ、家庭的な雰囲気の中で生活習慣や社会性を身につけることができると高く評価いたします。

今回は初めての第三者評価受審ですが、その事前実施した自己評価の取り組みについては、施設全体で取り組まれたばかりでなく、評価基準項目の求める内容を正確に読み取り、事実と対比させて厳密に評価されていることにも評価いたします。

改善を求められる点

「育成学校の暮らし」では、施設の生活について細部にわたり約束ごとが決められています。これはお互いが気持ち良く生活するためのルールとして理解できます。生活の中でも共同活動や個人の自由時間などがありますが、例えば寮での暮らしの時には好みの服装など選択できるなど弾力的な運用を取り入れることも必要かと考えます。

なお、これ以外の改善に関する点は、下記の分野別特記事項に記載いたしましたので参考にしてください。

第三者評価結果に対する事業者のコメント・事業所のPR

本施設では、事前に第三者による評価を受ける前に、全職員で話し合いをし、自己評価を行いました。そのことにより、それまで「子どものために」と思って取組をしていたことも、見直しが必要なことがいくつかあることにも気づかされました。

今後、「評価報告書」を受け、児童の自主性や自律性尊重という点について、施設の状況を考慮した上で検討していきたいと考えております。これからも「子どもの最善の利益」考えた取組を続け、子どもが安心して生活ができる施設であるよう努力してまいります。

評価報告概要表

評価分野別評価結果(分野別の特記事項)

福祉サービスの基本方針と組織	a	6	b	0	c	6	Na	0
<p>山口県立育成学校は公立施設であり、中・長期計画や事業計画の策定主体が県にあるため、施設として計画を策定していませんが、実際に現場で事業の推進をしようとする場合、理念や重点事項実現のための具体的な目標として必要かと思われます。言うまでもなく計画は組織としてのフォーマル(formal = 公的)な目標であり、その事業に携わる者の共通の目安でもあります。このようなことから中・長期計画や年度の事業計画の策定について施設を管轄する担当課との十分な協議をされるよう希望します。</p>								
組織の運営管理	a	7	b	6	c	8	Na	0
<p>児童自立支援施設も名称の変更とともに施設の使命も「教護」から「児童の自立支援」に変わりました。福祉施設の援助技術は高い専門性と技術が要求されることはご承知の通りです。そのため職員の教育・研修は必須のものであり、計画的な研修計画が求められます。しかし、山口県立育成学校においては、公立施設であるために3年ぐらいを周期として人事異動があり、個別の計画的な研修が立てにくくなっていますが、サービスの質の向上を高めるためにも研修計画の策定に取り組まれることを希望します。</p>								
適切な福祉サービスの実施	a	16	b	2	c	7	Na	1
<p>児童に対する個々の支援サービスについては、適切に実施されています。 今後も山口県立育成学校の基本理念としての「子どもの最善の利益」「愛情に満ちた一貫性のある支援」「施・学一体の支援」「子育て環境づくり」を念頭にサービスの質の向上に向け、定期的な自己評価などを組織的に取り組まれ、支援サービスの検証をするよう期待します。</p>								
良質な個別サービスの実施	a	16	b	8	c	7	Na	2
<p>児童自立支援施設の目的が「児童の自立を支援」することであれば、退所後を踏まえた支援が必要になります。そのため社会生活を考慮した体験学習や職場実習の機会が設けられていますことは評価するところです。しかし、日常生活面では、児童の自主性や自律性尊重の点で若干制約を受けているように感じられました。例えば行事などの主体的な企画・運営、休日の過ごし方、金銭管理、友人や地域との関係などで、いずれも施設としては、管理上問題が残るためにやむを得ず制約あるいは制限していることと推測できますが、許容される範囲で”そのあり方”などについて児童と意見交換をすることも必要かと思えます。</p>								
児童の権利擁護	a	4	b	2	c	6	Na	2
<p>施設長をはじめ職員の方々は、児童の権利擁護について積極的に取り組んでいることがうかがわれます。そのことは施設の基本理念からも理解でき、そこには「子ども(児童)の最善の利益」の支援が掲げられています。施設生活において児童が自分の意見や意思表示を表明できることは大切なことです。それはどのような施設種別であっても共通することです。児童自立支援施設の児童は、様々な問題を抱えて入所してくるだけにその支援も困難を要すると思えます。しかし、児童の個性を尊重し希望や意見を可能な限り聞き、たとえ希望に応えられなくてもその理由を説明し、理解を求めることが児童への権利擁護であり、「児童の最善の利益」を保障することにもつながります。どのような児童であっても基本的には尊重されるべきものと考えます。</p>								